

第3問 答案用紙 <1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

①	588 千円	②	9,588 千円	③	3,000 千円
④	700 千円	⑤	3,000 千円	⑥	750 百万円
⑦	自己創設のれん	⑧	625 百万円	⑨	480 百万円
⑩	75 百万円	⑪	80 百万円	⑫	5 百万円

問 2

(1)

キャッシュフローがキャッシュの流入・流出という事実に基づいて計算されるのに対し、損益は発生主義の思考の下、当該キャッシュフローを期間配分して計算される。生産設備は、その利用に基づく計画的・規則的な費用配分の結果として未償却原価により測定され、満期保有目的の債券は、時の経過による利息の発生に基づき収益を計上した上で償却原価法により測定される。したがって、いずれの測定においても、発生主義に基づく損益の期間配分手続が行われる点で共通する。

(2)

利用価値は、報告主体の主観的な期待価値であり、測定時点の市場価格と、それを超える無形のものれん価値とを含んでいる。利用価値は、資産の価値を表す代表的な指標の1つである。これに対し、未償却原価による測定値は、継続利用している資産について将来に回収されるべき投資の残高を表す。つまり、この測定は、資産の価値の測定方法としてよりも、資産の利用に伴う費用を測定する上で重要な意味を持つ。

第3問 答案用紙 <2>
(会 計 学)

問題 2

問 1

①	81 %	②	2,722 千円
③	195 千円	④	10 個
⑤	187 千円	⑥	2,059 千円

問 2

(1)

整合的である ・ 整合的ではない
取得原価基準は、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価，すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方であり，収益性の低下による簿価切下げは取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である。

(2)

洗替え法を支持する主張の論拠：固定資産の減損処理においては損失発生の可能性の高さを要件とするのに対し，棚卸資産における収益性の低下は，期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っているかどうかによって判断するため，簿価切下額の戻入れを行う洗替え法の方が，戻入れを行わない切放し法に比して，正味売却価額の回復という事実を反映するため，収益性の低下に着目した簿価切下げの考え方と整合的である。 切放し法を支持する主張の論拠：収益性の低下に基づき過大な帳簿価額を切り下げ，将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理において，いったん費用処理した金額を正味売却価額が回復したからといって戻し入れることは，固定資産の減損処理と同様に，適切ではないと考えられる。
--

第4問 答案用紙 <1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

(1)	35.97 円	(2)	ストック・オプション： ☒ 有 ・ 否 転換社債型新株予約権付社債： ☒ 有 ・ 否
(3)	(算式) $\frac{7,500,000 \text{ 円} + 280,000 \text{ 円}}{208,493 \text{ 株} + 6,000 \text{ 株} + 50,000 \text{ 株}}$ (潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益) (29.41) 円		

問 2

(1)	1 株当たり当期純利益の算定の目的は、普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示すことにある。これは、市場で流通する株式の多くは普通株式であり、また、同一企業の他の会計期間との経営成績の比較（時系列比較）および他企業との経営成績の比較（企業間比較）等を向上させるための情報の開示を行うことが、投資家の的確な投資判断に資すると考えられることによる。したがって、普通株主に帰属しない優先株式への配当は当期純利益から控除する。
(2)	その他資本剰余金の処分による優先配当は、基本的に株主資本の払戻の性格を持つため、1 株当たり当期純利益の算定上、当期純利益から控除される普通株主に帰属しない金額には該当しないと考えられる。

第4問 答案用紙 <2>
(会 計 学)

問題 2

問 1

①	1, 120, 000	②	1, 120, 000	③	480, 000	④	480, 000
---	-------------	---	-------------	---	----------	---	----------

問 2

国庫補助金相当額について積立金方式で処理した場合，会計上の機械装置の計上額は 5, 000, 000 円であるのに対し，課税所得計算上の機械装置の金額は 3, 000, 000 円であり，会計上の計上額が課税所得計算上の金額を 2, 000, 000 円上回る事となる。 この 2, 000, 000 円の差異は，将来の減価償却や売却によって解消する際に課税所得を増額する効果を有することとなるため，将来加算一時差異が生じる。

問 3

国庫補助金相当額について直接減額方式で処理した場合，会計上の機械装置の計上額が 3, 000, 000 円となり，課税所得計算上の金額と一致するため，一時差異が生じない。 したがって，税効果会計を適用する必要はない。
--

問 4

圧縮積立金は，課税所得計算上損金に算入されるが，会計上は純資産の部に直接計上されることから，利益と税金費用の対応を図るために法人税等調整額が計上される。これに対し，その他有価証券の評価差額は，課税所得計算上益金に算入されず，会計上も収益に計上されないため，法人税等調整額は計上されない。
--

第4問 答案用紙 <3>
(会 計 学)

問題 3

問 1

(1) 市場価格のない株式等の実質価額の算定の基礎となる発行会社の財政状態を算定するにあたっては、発行会社の財務諸表を無条件に使用するのではなく、原則として、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定する。また、この際に基礎とする財務諸表は、決算日までに入手し得る直近のものを使用し、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明していればその事項も加味する。

(2) 子会社や関連会社等の株式については、実質価額が著しく低下したとしても、事業計画等を入手して回復可能性の判定が可能である。回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合とは、事業計画等が実行可能で合理的なものであり、おおむね5年以内に回復すると見込まれる場合である。

問 2

満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を売買目的有価証券またはその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合（当該債券を保有し続けることによる損失または不利益を回避するためのものを除く）には、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券またはその他有価証券に振り替えなければならない。

問 3

株式の追加取得により持分比率が増加し、その他有価証券が子会社株式または関連会社株式に該当することとなった場合、帳簿価額で振り替える。これは、「企業結合に関する会計基準」において、「個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって、被取得企業の取得原価とする。」とされていることから、当該会計処理と整合性を保つためである。

第4問 答案用紙 <4>
(会 計 学)

問題 4

問 1

16,750 百万円

問 2

計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が発生する可能性よりも高いという状況に比べ、発生しない可能性が著しく高い状況をいう。

問 3

- (1) 当該方法の欠点は、発生したコストと財またはサービスに対する支配の顧客への移転との間に直接的な関係がない場合があることである。
- (2) 進捗度を適切に見積もるための信頼性のある情報が不足している場合である。
- (3) 履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により処理する。原価回収基準とは、履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法をいう。

第5問 答案用紙 <1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

①	2,902,000	千円	②	3,100,000	千円	③	574,080	千円
④	1,750,000	千円	⑤	300,000	千円	⑥	930,000	千円
⑦	4,385,000	千円	⑧	1,761,200	千円	⑨	208,000	千円

問 2

⑩	20,500,000	千円	⑪	15,262,500	千円	⑫	284,000	千円
⑬	5,900	千円	⑭	60,400	千円	⑮	△100,000	千円

問 3

⑯	961,200	千円	⑰	2,400	千円	⑱	76,000	千円
---	---------	----	---	-------	----	---	--------	----

問題 2

問 1

企業が従来負っていた成果の変動性（すなわち事業投資のリスク）を免れるようになった場合には、従前の投資が清算されたと判断されるが、観察可能な具体的要件としては、対価が移転した事業と異なるかどうかという「対価の種類」が用いられる。 現金など、移転した事業と明らかに異なる資産を対価として受け取る場合（重要な継続的関与がある場合を除く）には、投資が清算されたとみなされ、受取対価の時価と移転事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識する。一方、子会社株式や関連会社株式となる分離先企業の株式のみを対価として受け取る場合には、当該株式を通じて、移転した事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えられることから、当該事業に関する投資が継続しているとみなされ、受取対価は移転事業に係る株主資本相当額に基づいて算定し、移転損益は認識しない。
--

第5問 答案用紙 <2>
(会 計 学)

問 2

移転事業に関する分離元企業の支配が失われることをもって投資の清算と考えることは、支配をより重視する最近の国際的な動向にも配慮した「企業結合に関する会計基準」の考え方に沿っている。これを踏まえれば、移転事業に対する支配は失われており、移転事業に関する投資は清算されていることから、移転損益を認識すべきと考えられる。

「金融商品に関する会計基準」によれば、関連会社株式は子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うこととされている。これを踏まえれば、移転事業に対する支配は失われているが、関連会社への影響力の行使を通じて、移転事業に関する事業投資を引き続き行っているとみることができることから、当該事業に関する投資が継続しており、移転損益は認識すべきではないと考えられる。

問 3

投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業からの配当に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在し、当該留保利益を原資とするものと認められる配当（ただし、配当を受領した株主が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合に限る）、例えば、吸収合併存続会社のその他資本剰余金に投資先企業であった吸収合併消滅会社の留保利益相当額が含まれている場合の当該存続会社からの配当や、株式移転設立完全親会社のその他資本剰余金に投資先企業であった株式移転完全子会社の留保利益相当額が含まれている場合の当該親会社からの配当の場合、実質的に企業再編直前の投資先企業の留保利益相当額からの配当であることが確認できるため、その他利益剰余金からの配当と同様に取り扱い、受取配当金として収益計上できる。